

えっ?! それって間違っていない?

いまさら聞けない? 知っておきたい自転車のルール

「あれ、自転車って右側通行だっけ?」、「横に並んで走るのあり?」

「いまさら何言っているの?」と言われるかもしれませんが、自転車のルール違反、結構見かけます。左側通行している他の自転車やバイクなどに正面衝突しそうになったり、すれ違うときに車道に大きく飛び出して自動車と衝突しそうになったり……。

自転車の右側通行、並進走行は、とても危険です。

自転車は、小さな子どもから高齢者まで幅広い世代が利用する便利な乗り物です。

しかし、ルールを無視した危険な運転による交通事故も発生しています。

自転車を安全に利用するために、もう一度ルールとマナーを確認しましょう。

しっかりと守ろう!
自転車安全利用5則

1 自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法で自転車は「軽車両」に位置付けられています。歩道と車道の区別のあるところでは車道を通行するのが原則です。

2 車道は左側を通行

車道の左側に寄って通行しましょう。右側通行は禁止されています。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道は歩行者優先です。自転車が歩道を通行できる場合でも、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

4 安全ルールを守る

- ・夜間はライトを点灯
- ・飲酒運転は禁止
- ・二人乗りは禁止
- ・並進は禁止
- ・信号を守る
- ・交差点での一時停止と安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

幼児・児童が自転車を運転するときや幼児を補助いすなどに同乗させるときは、ヘルメットを着用させましょう。

危険な違反行為を繰り返すと…

自転車乗用中に危険行為を行い、

交通違反による取締り または 交通事故 で

3年以内に2回以上摘発された場合

※刑事罰の対象となる満14歳以上 ※県内・県外を問わない

公安委員会の受講命令

3か月以内の指定された期間内に自転車運転者講習を受講

自転車運転者講習

受講場所: 警察本部など
受講時間: 3時間
手数料: 6000円

受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金

受講対象となる危険行為

①信号無視、②通行禁止違反、③歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)、④通行区分違反、⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害、⑥遮断踏切立ち入り、⑦交差点安全進行義務違反など、⑧交差点優先車妨害など、⑨環状交差点安全進行義務違反など、⑩指定場所一時不停止など、⑪歩道通行時の通行方法違反、⑫制動装置(ブレーキ)不良自転車運転、⑬酒酔い運転、⑭安全運転義務違反

自転車用ヘルメットを着用しましょう

損傷部位別 自転車死者数 (平成30年)

自転車死者数
50人中

窒息・溺死など
1人(2.0%)

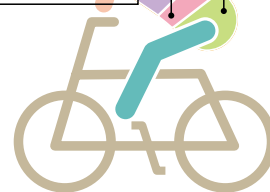
全損
2人(4.0%)

顔部 1人(2.0%)
胸部 9人(18.0%)

頸部 1人(2.0%)

腹部 2人(4.0%)

腰部 5人
(10.0%)



埼玉県内で自転車乗車中に交通事故に遭い、亡くなった方の約60%が頭部の負傷が致命傷となっています。

自転車事故では、頭部に重大な衝撃を受けたことにより死に至ることが少なくありません。しかし、ヘルメットを着用していれば、頭部の損傷を大きく防ぐことができます。いざというとき、自分の身を守るよう、日頃からヘルメットの着用を心がけましょう。

5月1日(祝)から31日(金)まで、九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間です！

埼玉県をはじめ、九都県市では、自転車マナー向上のための強化月間を実施しています。改めて交通安全について考え、日頃の自転車の運転について振り返ってみましょう。

ルールを守らなくてはいけないのは、乗るときだけではありません。「少し用事を済ませるだけだから」、「みんな止めているから」、「などと云って、道路上や建物の脇などに自転車を止めていませんか？

最近では、駅周辺での電車利用者の自転車の放置が急増しています。自分が気軽に止めた自転車が、誰かの迷惑になっていくことを忘れてはいけません。自転車を止めるときは、必ず駐輪場などの指定された場所に止めましょう。

知っていますか？ 自転車にも罰則があります

二人乗り

【罰則】
5万円以下の罰金または料



スマホなどを 使いながらの運転

【罰則】
5万円以下の罰金



歩行者の妨害

【罰則】
2万円以下の罰金
または料



飲酒運転

【罰則】
5年以下の懲役
または100万円
以下の罰金
(酒酔い運転を行った場合)など



無灯火運転

【罰則】
5万円以下の罰金



信号無視

【罰則】
3か月以下の懲役または
5万円以下の罰金など



あなたのその運転
「違反ですよ！」

春の全国交通安全運動を実施します

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより交通事故を防止するため、春の全国交通安全運動を実施します。

過去5年間に於ける全国の歩行中の交通事故死傷者のうち、7歳(小学1〜2年生)が特に多く、新入学などにより活動範囲が広がる一方で、外歩きの経験や交通安全の知識が十分でない

ことが背景にあると言われていいます。子どもの交通事故には、「下校後から夕方の時間に多い」、「自宅から1km以内での発生が多い」、「飛び出しによる事故が多い」などの特徴があります。車

九都県市共通重点

- ・ 自転車交通ルールの遵守およびマナーの向上
- ・ 自転車点検整備の促進

- 埼玉県重点
 - ・ 自転車損害保険などへの加入促進
 - ・ 自転車乗用時のヘルメットの着用促進



を運転する際は、通り慣れた生活道路でも、急な飛び出しなどの危険を予測し、安全確認を徹底しましょう。

新生活の始まる季節は、車などの交通の流れに変化が生じるだけでなく、通勤や通学に慣れていない人も多くいるため、事故の危険が高まります。ふと考え込んだり、時間に追われてあせったり、その一瞬の油断が大きな事故につながります。心之余裕を持った安全運転を心がけましょう。

【期】 5月11日(土)〜20日(月)

運動重点

小中高生者の歩行中および自転車乗用中における交通事故防止

外国の方のための交通安全教室
鶴ヶ島市国際交流協会では、外国の方のために日本の交通ルールについて学ぶ交通安全教室を行います。日本の交通ルールや自転車に乗るときの注意などを中心に行います。通訳が必要の方はご相談ください。

【期】 5月26日(日) 10時〜12時

【場】 南市民センター
西入間警察署

【定】 10人(申込順)
【料】 無料

【申】 地域活動推進課
地域活動推進担当

